

# 7 虐待を防ぐために

---

## 1. 早期に適切な支援

- ①虐待防止協力者
- ②早期に支援開始
- ③家庭児童相談援助とのリンク

## 2. 各機関で予防のための取り組み

- ①お節介型の支援
- ②子育て支援

**(4 動くネットワークであるために)**

**(3) 教育現場との連携**

- ①「校長会」「園長会」への出席
- ②顔の見える関係づくり

**(4) 初期の段階から対応**

- ①迅速に情報をつなぐ

# 5 効果

---

## 1. 連携の基盤が確立

- ①虐待や児童相談所業務への理解
- ②機関どうしの相互理解
- ③信頼関係の構築

## 2. 支え合って、安定した支援

- ①早期に気づき、早期に支援開始
- ②多面的な情報を共有し、総合的な支援
- ③適切な役割意識・役割分担
- ④機関どうしのサポート

# **6 児童家庭相談援助体制**

---

- 1. 総合相談支援システム**  
(ふくし総合支援センター)
- 2. 家庭児童相談室**
- 3. 保健センター・教育委員会**

## (6 児童家庭相談援助体制)

### 4. 家庭児童相談室の体制

- ①家庭相談員
- ②ケースワーカー
- ③外部人材(心理職・弁護士など)

※要保護児童対策調整機関も担当。

## **(6 児童家庭相談援助体制)**

### **5. 子ども家庭支援ネットワークとのリンク**

#### **(1) 児童家庭相談援助に組織的・専門的に対応**

- ①連携の基盤を活用(ケース検討会・同行訪問など)
- ②実務者会議で受理会議

#### **(2) 要保護児童等を総合的に支援**

- ①関連分野も含めて
- ②予防の観点で

## 志摩市子ども家庭支援ネットワーク運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童の適切な保護を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する志摩市子ども家庭支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 ネットワークは、法第25条の2第1項に規定する関係機関等のうち、別表第1に掲げる関係機関等により構成する。

- 2 市長は、前項に規定する構成員の名称等を掲載した名簿を作成し、第4条に規定する要保護児童対策調整機関に備え付ける。
- 3 前項に規定する名簿は、常に最新のものに更新するとともに、更新前の名簿についても保存しておくものとする。

### (事業)

第3条 ネットワークは、法第25条の2第2項に規定する職務を行うほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 要保護児童及びその家族（以下「要保護児童等」という。）への対応に関すること。
- (2) 児童虐待の予防に関すること。
- (3) 被虐待児童のアフターケアに関すること。
- (4) ドメスティック・バイオレンスへの対応に関すること。
- (5) その他要保護児童等の支援のために必要なこと。

### (要保護児童対策調整機関)

第4条 法第25条の2第4項の規定により市長が指定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、健康福祉部児童福祉課とする。

- 2 調整機関は、法第25条の2第5項に規定する業務を行うほか、ネットワークの事務局として庶務を処理する。

### (会長及び副会長)

第5条 ネットワークに会長及び副会長を置き、第7条第2項に規定する代表者会議委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第6条 ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

- 2 ネットワークは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。この場合において、構成員以外の関係機関等に協力を求める場合は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、ネットワークを構成する関係機関等の代表者を委員とし、ネットワークの事業が円滑に運営されるための環境整備等を目的として開催する。

- 2 代表者会議の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 代表者会議の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代表者会議の委員は、再任されることができる。
- 5 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 代表者会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を代表者会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 9 代表者会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、一部又は全部を非公開とすることができる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、ネットワークを構成する関係機関に所属する実務者の代表を委員とし、ネットワークの事業の円滑な運営等を目的として開催する。

- 2 実務者会議の委員は、別表第2に定める関係機関に所属する実務者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 実務者会議の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 実務者会議の委員は、再任されることができる。
- 5 実務者会議は、調整機関が招集し、調整機関の長が座長となる。
- 6 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を実務者会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 7 実務者会議は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、この限りでない。

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について直接関わりを有している関係機関等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等が出席し、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容の検討等を目的として開催する。

- 2 個別ケース検討会議は、調整機関が出席者を調整の上、招集し、これを主宰する。
- 3 調整機関の長が必要と認めるときは、ネットワークを構成する関係機関等以外の者を個別ケース検討会議に出席させ、第6条第2項に規定する協力を求めることができる。



4 個別ケース検討会議は、非公開とする。

(部会)

第10条 ネットワークは、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長又は座長が指名する。

3 部会は、会長又は座長が指定する事項について取り扱う。

4 部会に部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により、これを定める。

5 前3項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(志摩市児童虐待防止ネットワーク設置要綱の廃止)

2 志摩市児童虐待防止ネットワーク設置要綱（平成16年志摩市告示第15号）は、廃止する。

別表第1 (第2条関係)

区分	関係機関 (国又は地方公共団体の機関)	関係団体 (法人)	児童福祉事業従事者等 (その他の者)
識見者			識見者
児童福祉関係	児童福祉課 児童相談所 福祉事務所 保育所 子育て支援センター 児童館 放課後児童クラブ	社会福祉協議会	主任児童委員 児童委員 児童福祉施設関係者 児童家庭支援センター関係者 里親 子どもを虐待から守る家
保健医療関係	保健センター 保健所	医師会	歯科医師 看護師 助産師
教育関係	教育委員会 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 あご子育て支援室		
警察・司法関係	警察署		弁護士
人権擁護関係			人権擁護委員
配偶者からの暴力関係	企画政策課		婦人相談員
市民代表			市民代表

別表第2 (第8条関係)

区分	関係機関 (国又は地方公共団体の機関)
児童福祉関係	児童福祉課 児童相談所 福祉事務所 保育所 子育て支援センター 児童館 放課後児童クラブ
保健医療関係	保健センター
教育関係	教育委員会 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 あご子育て支援室

